

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度
レーザー分野指導医施行細則(案)

令和2年10月 制定

令和3年4月 改定

第1章 レーザー分野指導医申請資格

(認定申請に必要な学術業績)

第1条 レーザー分野指導医の認定申請を行うものは、
特定分野指導医細則(以下、細則という)第6条1項3
号に関して、以下のいずれかの学術業績を有していな
ければならない。

- 1) 日本形成外科学会学術集会(基礎学術集会、各地区
の形成外科学会学術集会を含む)における、筆頭も
しくは筆頭指導者としてのレーザー領域に関する
2回以上の発表歴、
- 2) 筆頭もしくは筆頭指導者としてのレーザー領域に
関する1編以上の学術論文

2. 日本レーザー医学会レーザー専門医を有するものは、
前項の条件を満たさなくてもよい

(認定申請に必要な診療実績)

第2条 レーザー分野指導医の認定申請を行うものは、
細則第6条1項4号に関して、10症例のレーザー治療記
録および50症例のレーザー治療一覧表を提出しなければ
ならない。対象となる疾患等については別に定める。

2. 日本レーザー医学会レーザー専門医を有するものは、
前項の提出を免除される。

(改廃)

第5条 この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承
認を得なければ変更できない。

(その他)

第6条 この細則の実施に関して生じる疑義について
は、委員会で審議し決定するものとする。

第2章 レーザー分野指導医更新資格

(更新申請に必要な学術業績)

第3条 レーザー分野指導医の更新申請を行うものは、
細則第11条2項1号に関して、別表に示す学術業績と
して総計20点以上を更新期間内に獲得しなければなら
ない。

(更新申請に必要な診療実績)

第4条 レーザー分野指導医の更新申請を行うものは、
細則第11条2項2号に関して、レーザー領域の診療実
績を更新時に報告しなければならない。

第3章 附則